

4) 地下水の水質汚濁

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 9 月 1 日法律第 36 号）第 16 条第 1 項の規定により全国一律で定められており、その内容を表 4.2-52 に示す。

表 4.2-52 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 7 年 3 月 31 日環境省告示 41 号）

5) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号、最終改正：令和3年9月1日法律第36号）第16条第1項の規定により全国一律で定められており、その内容を表4.2-53に示す。

表 4.2-53 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機リン（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号、最終改正：令和7年3月31日環境省告示37号）

(19) その他の環境基準の指定状況

1) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 7 条の規定により全国一律に定められており、その内容を表 4.2-54 に示す。

表 4.2-54 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という）により測定した値（以下「簡易測定値」という）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日環境省告示第 89 号）

(20) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定の状況

調査区域には、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 12 日法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 9 日法律第 36 号）第 17 条の規定により指定された公害防止計画は策定されていない。

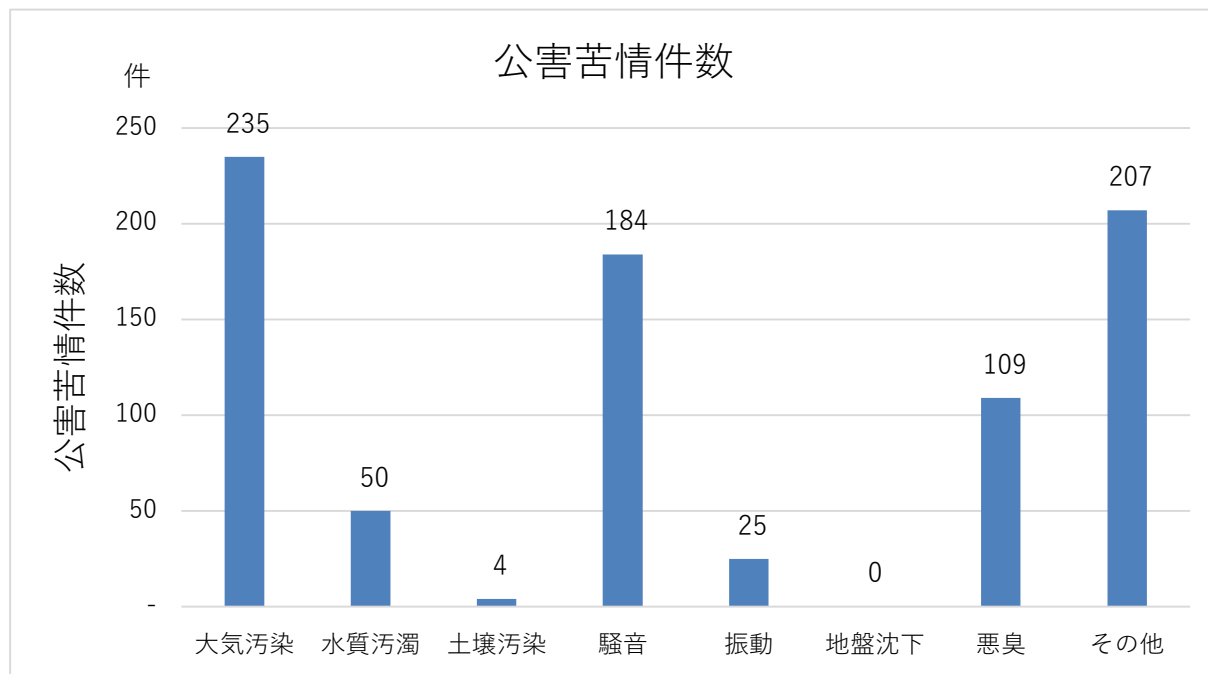
なお、調査区域に含まれる各自治体における公害苦情件数の状況を表 4.2-55 に示す。典型 7 公害の中で最も多かった苦情は、大気汚染であった。

表 4.2-55 公害苦情件数（令和 4 年）

県市町名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
知多市	8	－	－	6	－	－	－	－
常滑市	23	2	1	10	5	－	14	1
阿久比町	14	－	－	1	－	－	3	16
東海市	37	5	1	20	4	－	17	2
大府市	9	3	－	19	3	－	17	5
東浦町	15	－	－	9	－	－	－	－
半田市	28	7	－	22	3	－	15	－
高浜市	－	2	1	14	2	－	3	170
刈谷市	25	15	1	27	2	－	12	9
知立市	－	－	－	7	1	－	2	－
碧南市	23	4	－	17	－	－	9	4
安城市	53	12	－	32	5	－	17	－
計	235	50	4	184	25	0	109	207

注) 表中の「－」は苦情がなかったことを示す。

出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）



出典：「令和 6（2024）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

図 4.2-31 調査区域内の自治体における公害苦情件数の状況（令和 4 年度）

(21)大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準等の指定状況

1)大気汚染

硫黄酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年 6 月 22 日厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日環境省令第 17 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、以下の式により算出した硫黄酸化物の量とされている。

なお、この式において地域ごとに定められている K 値は同施行規則により定められており、調査対象市町における K 値を表 4.2-56 に示す。

$$q=K\times 10^{-3}H_e^2$$

q：硫黄酸化物の許容量（m³/h）

K：大気汚染防止法第 3 条及び条例施行規則第 9 条で定める地域ごとの値

（表 4.2-56 参照）

H_e：規定する方法により補正された排出口の高さ（m）

表 4.2-56 調査対象市町ごとの K 値（法施行規則第 3 条、県条例施行規則第 9 条）

地域区分		区域	法	県条例
法	県条例		設置年月日	設置年月日
			S49. 4. 1～	S49. 9. 30～
49 号	1	東海市、知多市	1. 17	1. 17
52 号	4	知立市	9. 0	9. 0
53 号	5	半田市、碧南市、刈谷市、常滑市、大府市、高浜市、阿久比町、東浦町	1. 75	1. 75
100 号	6	安城市	17. 5	17. 5

注 1) 小型ボイラー（伝熱面積 10m²未満）については、昭和 60 年 9 月 10 日以降に設置されるものが適用される。

注 2) ガスタービン及びディーゼル機関で、非常用施設及び排出ガス量が 1 万 m³/時未満の既設施設（昭和 63 年 1 月 31 日までに工事着手）については適用されない。

注 3) ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。

出典：「愛知県大気汚染防止便覧 2023（令和 5）年 4 月」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

窒素酸化物の排出基準は、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 43 年厚生省・通商産業省令第 2 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、ばい煙発生施設に対して定められており、愛知県では窒素酸化物に関して指導要領や指導指針を定めている。

ばいじんの排出基準は、愛知県では「大気汚染防止法第 4 条第 1 項に基づく排出基準を定める条例」（昭和 48 年条例第 4 号）に基づき、上乗せ排出基準が定められている。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、大気汚染防止法で定める対象施設より小規模な施設等を対象として、ばいじんや硫黄酸化物等について規制が行われており、全ての調査対象市町が県条例第 26 条第 1 項に基づく大気指定工場等から発生及び排出されるばい煙の総量を規制する必要がある区域（大気総排出量規制区域）に指定されている。

2) 騒音（自動車騒音の限度、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況）

調査区域における「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第1項及び第17条第1項に基づく自動車騒音の要請限度及び区域の区分は表4.2-57、表4.2-58及び図4.2-32に示したとおりである。

調査区域の大半はb区域に指定されています。このほか一部住居系の土地利用箇所が該当するa区域並びに商業・工業系の土地利用箇所が該当するc区域が指定されている。

表 4.2-57 自動車騒音の要請限度

地域区分	時間区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 dB	70 dB

備考)

※1. 自動車騒音の要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

※2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75dB、夜間においては70dBとする。

※3. a区域、b区域及びc区域とは、各々次に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

- ・a区域 専ら住居の用に供される区域
- ・b区域 主として住居の用に供される区域
- ・c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

※4. 調査区域においては、次のとおり指定されている。

区域の区分	指定する地域
a 区域	指定地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b 区域	指定地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
c 区域	指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 表中の区域は、図4.2-32と対応している。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令による区域の区分」（平成12年3月28日、愛知県告示第312号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成24年3月30日知多市告示第49号、最終改正：平成30年3月30日告示第54号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日安城市告示第77号、最終改正：平成30年3月28日安城市告示第73号）

表 4.2-58 自動車騒音の限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間 (L _{Aeq}) (6時から22時まで)	夜間 (L _{Aeq}) (22時から翌日の6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

備考)

※1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条1号に規定する自動車専用道路をいう。

※2. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。

出典：騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年3月2日総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日環境省令第9号）

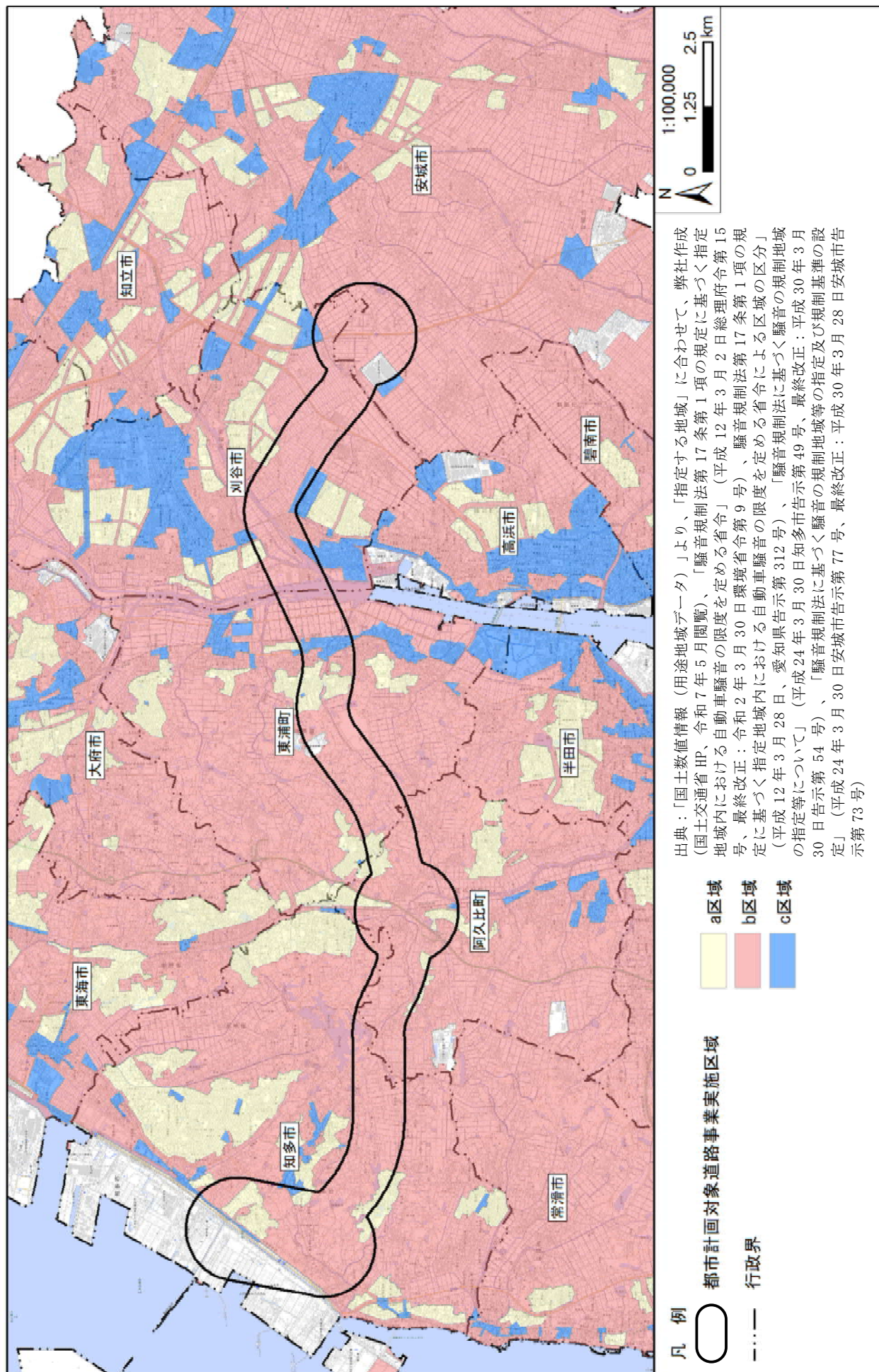


図 4.2-32 自動車騒音の要請限度に係る類型指定状況

3)騒音（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、地域指定状況、区域及び時間の区分の状況）

調査区域における「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律第98号、最終改正：令和4年6月17日法律第68号）第3条第1項及び第15条第1項に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4.2-59、区域の区分は表 4.2-60 及び図 4.2-33 に示すとおりである。

調査区域は、第1号区域及び第2号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第1号区域が、一部では第2号区域が指定されている。

また、調査区域における愛知県「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日条例第7号、最終改正：令和7年3月25日条例第1号）第47条に基づき特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表 4.2-61、区域の区分は表 4.2-62 及び図 4.2-34 に示すとおりである。

調査区域は、第1号区域、第2号区域、第3号区域が指定されている。事業実施区域においては、主に第3号区域が、一部では第1、2号区域が指定されている。

表 4.2-59 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	都市計画区域以外の地域における表 4.2-60 の第1号区域及び第2号区域	—
対象作業	別表 No. 1～8 参照	作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において85dBを超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われえないこと	A B C E F

注) アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号、最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）

(別表)

No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・ もんけんを除く ・ アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・ 圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る
4	空気圧縮機を使用する作業	・ 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・ さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・ 混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る ・ モルタル製造用コンクリートプラントを除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・ 混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る ・ モルタル製造用コンクリートプラントを除く
6	バックホウを使用する作業	・ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る
7	トラクターショベルを使用する作業	・ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る
8	ブルドーザーを使用する作業	・ 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る

出典：騒音規制法施行令（昭和43年11月27日政令第324号、最終改正：令和3年12月24日政令第346号）

表 4.2-60 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分（騒音規制法）

区域	区域の区分
第1号区域	1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域 2. 工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの地域
第2号区域	工業区域

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域（昭和46年愛知県告示第801号、最終改正：平成30年3月30日愛知県告示第201号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等について」（平成24年3月30日知多市告示第49号、最終改正：平成30年3月30日告示第54号）

「騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成24年3月30日安城市告示第77号、最終改正：平成30年3月28日安城市告示第73号）

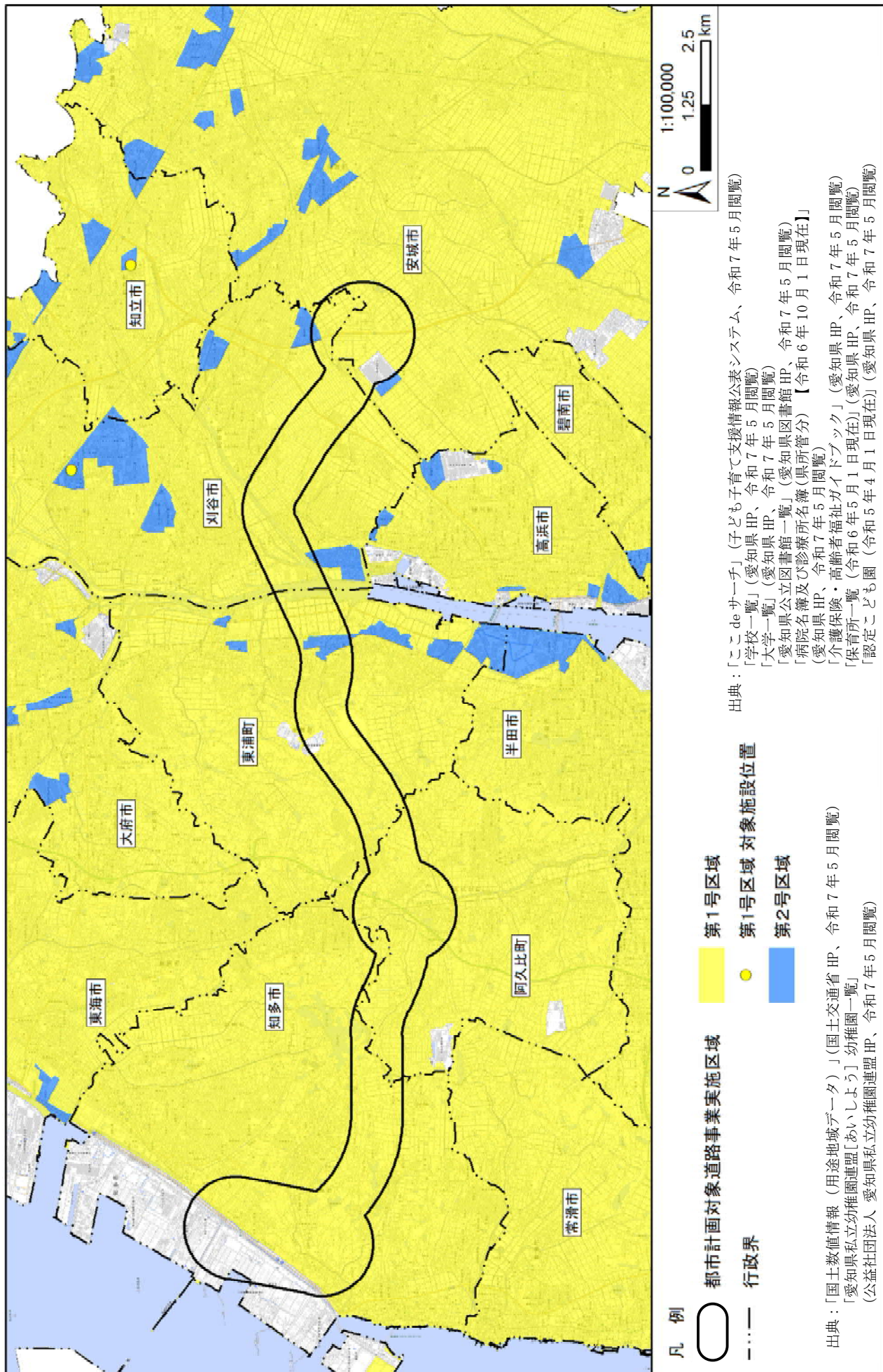


表 4.2-61 特定建設作業に伴う騒音の基準（県民の生活環境の保全等に関する条例）

項目	内容	適用除外 ^注
対象地域	名古屋市を除く愛知県全域	
対象作業	別表 No. 1～10 参照	・騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く ・作業開始日に終わるものを除く
規制基準	敷地境界線において 85dB を超えないこと	—
作業時間帯	第1号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと 第2号区域：午後10時から翌日の午前6時までの時間内でないこと 第3号区域：午後7時から翌日の午前7時までの時間内でないこと	A B C D
1日当りの作業時間	第1号区域：1日10時間を超えないこと 第2号区域：1日14時間を超えないこと 第3号区域：1日10時間を超えないこと	A B
作業期間	連続して6日を超えないこと	A B
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	A B C E F

注）アルファベット表記に伴う各要件は以下のとおりである。

- A. 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
- B. 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- C. 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- D. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合等
- E. 道路法及び道路交通法に基づく道路の占用、使用並びに協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- F. 電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため日曜日その他の休日に行う必要がある場合

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年8月22日愛知県規則第87号、最終改正：令和5年3月22日愛知県規則第4号）

(別表)

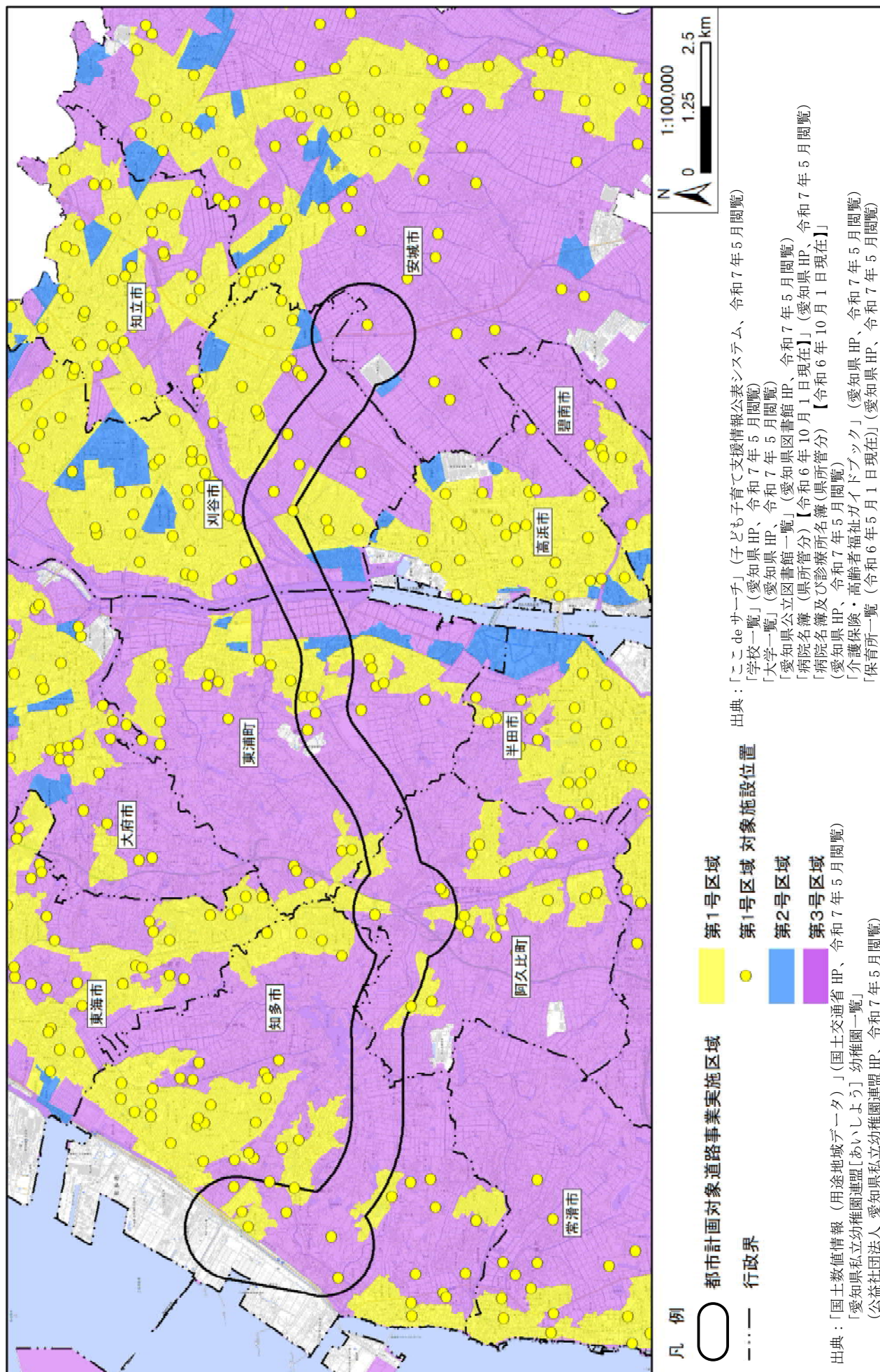
No	区分	適用除外
1	くい打機を使用する作業	・ もんけんを除く ・ アースオーガーと併用する作業を除く
	くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	・ 圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	・ 電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る ・ さく岩機の動力として使用する作業を除く
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	・ 混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る ・ モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	アスファルトプラントを設けて行う作業	・ 混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る
6	鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業	
7	コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業	
8	コンクリートカッターを使用する作業	・ 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
9	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械	・ これらに類する機械については原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。
10	ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業	

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）

表 4.2-62 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の区分
(県民の生活環境の保全等に関する条例)

区域	区域の区分
第 1 号区域	1. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2. 学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域
第 2 号区域	工業地域（前号 2. の区域を除く）
第 3 号区域	前 2 号に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く）

出典：県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 8 月 22 日愛知県規則第 87 号、最終改正：令和 5 年 3 月 22 日愛知県規則第 4 号）



4) 振動（指定地域内における道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況）

調査区域における「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：令和 6 年 6 月 17 日法律第 68 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度及び時間の区分は表 4.2-63 及び図 4.2-35 に示すとおりである。

調査区域は概ね、商業・工業系地域と用途なし地域が該当する第 2 種区域が指定されており、住居系地域が該当する第 1 種区域も点在している。

事業実施区域においては、主に第 2 種区域が占めており、その他地域は第 1 種区域に指定されている。

表 4.2-63 道路交通振動の要請限度※1

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第 1 種区域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	70 dB	65 dB

備考)

※1 道路交通振動の要請限度とは、道路交通振動が一定の基準（要請限度）を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合に、市町村長が道路管理者や都道府県公安委員会に対して、必要な措置を講じるように要請できる限度のことをいう。

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注) 表中の区域は、図 4.2-35 と対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日環境省令第 3 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定に基づく区域の区分及び同表備考 2 の規定に基づく時間の区分の指定」

（昭和 52 年 10 月 17 日愛知県告示第 1049 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 207 号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等について」（平成 24 年 3 月 30 日知多市告示第 50 号、最終改正：平成 30 年 3 月 30 日告示第 55 号）

「振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定」（平成 24 年 3 月 30 日安城市告示第 79 号、最終改正：平成 30 年 3 月 28 日安城市告示第 74 号）